

重要病害虫の特別防除等

【消費・安全対策交付金 2,048(2,096)百万円の内数】

対策のポイント

農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫の侵入防止を図るとともに、発生地域においては防除対策を確実に講じます。

<背景／課題>

農作物に重大な被害を及ぼす重要病害虫が我が国に侵入・まん延しないよう、早期発見に努めるとともに、万が一侵入した場合には根絶、発生地域内への封じ込め、発生密度の抑制等の防除対策を確実に講じる必要があります。

特に、東京都、大阪府及び兵庫県の一部地域で発生を確認したモモやスモモ等に重大な被害を与えるプラムポックスウイルス（和名：ウメ輪紋ウイルス）については、植物防疫法に基づく移動規制等を伴う緊急防除を実施し、プラムポックスウイルスのまん延防止及び早期根絶を図る必要があります。

政策目標

- 我が国未発生の病害虫が侵入した場合の早期発見
- 我が国未発生又は一部に発生している病害虫のまん延防止・根絶

<内容>

1. 事業内容

(1) 病害虫の侵入防止措置の実施

我が国が侵入を警戒している病害虫の早期発見を図るための発生調査を強化します。

(2) 根絶防除等による病害虫のまん延防止措置の実施

我が国未発生又は国内の一部にのみ発生している病害虫が侵入・まん延し、農作物に重大な被害を与えるおそれがある場合、根絶防除等を実施し、そのまん延防止又は根絶を図ります。特に、南西諸島の一部で発生し、植物防疫法に基づく移動規制の対象としているアリモドキゾウムシやカンキツグリーニング病菌については、根絶を目指した防除等を引き続き推進します。

(3) 緊急防除による病害虫のまん延防止措置の実施

これまで我が国で確認されていなかった病害虫等がまん延し、農作物に重大な被害を与えるおそれがある場合、緊急防除を実施し、そのまん延防止・早期根絶を図ります。特に、植物防疫法に基づく緊急防除の対象としているプラムポックスウイルスの根絶を目指した防除等を引き続き推進します。

2. 事業実施主体 都道府県

3. 交付率 定額(10/10、9/10以内、1/2以内)

4. 事業実施期間 平成17年度～26年度

重要病害虫の特別防除等



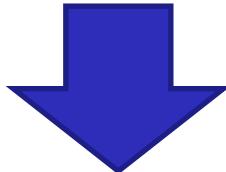
病害虫の侵入防止措置

我が国未発生で侵入を警戒している病害虫の早期発見を図るための調査を行います。

- (例)
- ・ウリミバエ
 - ・ミカンコミバエ
 - ・コドリンガ



ミバエ類のトラップ(捕獲器)



我が国未発生の病害虫が侵入した場合の早期発見

病害虫のまん延防止措置

我が国未発生または国内の一部にのみ発生している病害虫が侵入・まん延し、農作物に甚大な被害を与える恐れがある場合、これらの根絶又はまん延防止を図るために緊急防除等を行います。

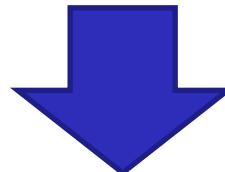
- (例)
- ・プラムポックスウイルス(ウメ輪紋ウイルス)
 - ・カンキツグリーニング病菌
 - ・アリモドキゾウムシ



プラムポックスウイルスによるウメの葉の症状



アリモドキゾウムシ



我が国未発生又は国内の一部に発生している病害虫の根絶、まん延を防止し、被害を低減